

第 94 号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

所 在	種別	構造・規模等	備 考
豊後大野市犬飼町 田原 1421 番地 40	建物	鉄筋コンクリート造り 2 階建て 床面積：548.69 m ²	旧犬飼学校給食 共同調理場

2 相手方

所在地 豊後大野市犬飼町下津尾 4355 番地 10

名 称 社会福祉法人萌葱の郷

代表者 理事長 五十嵐 康郎

平成 26 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

旧犬飼学校給食共同調理場の建物を無償で譲渡したいので、この案を提出するものである。